

## s-2 策定経緯

### (1) 小金井市空家等対策協議会

#### ① 委員名簿

| 役職 | 氏名               | 選出区分    | 選出母体         |
|----|------------------|---------|--------------|
| 会長 | 西岡 真一郎           | -       | -            |
| 座長 | 宇於崎 勝也           | 識見を有する者 | 日本大学理工学部教授   |
| 委員 | 百瀬 和浩            | 公募市民    | -            |
| 委員 | 星野 伸之            | 公募市民    | -            |
| 委員 | 沖浦 あつし           | 市議会議員   | 小金井市議会       |
| 委員 | 藤原 真由美           | 識見を有する者 | 東京三弁護士会多摩支部  |
| 委員 | 清水 輝明            | 識見を有する者 | 東京司法書士会      |
| 委員 | 宇嶋 吉樹            | 識見を有する者 | 東京都宅地建物取引業協会 |
| 委員 | 宮下 竜一            | 識見を有する者 | 東京土地家屋調査士会   |
| 委員 | 亘理 鐵哉            | 識見を有する者 | 東京都建築士事務所協会  |
| 委員 | 室岡 利明            | 識見を有する者 | 小金井市社会福祉協議会  |
| 委員 | 松井 峰夫<br>(吉越 正弘) | 関係行政機関  | 小金井警察署       |
| 委員 | 上村 久子<br>(佐藤 宏紀) | 関係行政機関  | 小金井消防署       |
| 委員 | 鈴木 菜穂美           | 関係行政機関  | 東京都多摩建築指導事務所 |

※任期：平成29年6月30日～平成31年6月29日、括弧書きは前任者

#### ② 開催経過

| 《平成29年度》   |               |  |
|------------|---------------|--|
| 第1回        | 平成29年6月30日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会の運営について</li> <li>○会長及び職務代理者の互選について</li> <li>○議席の決定について</li> <li>○議事録の取扱いについて</li> <li>○空家等の状況(市の取組み)について</li> <li>○空家等対策の骨子案について</li> </ul> |
| 空家等実態調査の実施 |               |  |
| 第2回        | 平成30年1月31日(水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等対策計画に盛り込む内容について</li> <li>○空家等実態調査結果を踏まえた課題と方向性について</li> </ul>   |

| 《平成 30 年度》  |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 第 1 回   | 平成 30 年 5 月 18 日（金）  | ○空家等対策の基本方針について<br>○空家等対策の具体的な取組みについて<br>○他都市の事例紹介                          |
| 第 2 回   | 平成 30 年 8 月 27 日（月）  | ○空家等対策計画（素案）について  |
| 第 3 回   | 平成 30 年 11 月 20 日（火） | ○空家等対策計画（案）について   |
| パブリックコメントの実施<br>(平成 30 年 12 月 17 日から平成 31 年 1 月 21 日まで) |                      |   |
| 第 4 回   | 平成 31 年 2 月 15 日（金）  | ○空家等対策計画（案）に対する意見及び検討結果について<br>○空家等対策計画（案）概要版について<br>○（仮称）空家等対策専門部会の方向性について |

### ③ 設置条例

|  |
|--|
| <p>小金井市空家等対策協議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、小金井市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 協議会は、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議する。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 協議会は、市長のほか、委員 14 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募による市民 2 人以内</p> <p>(2) 市議会議員 1 人以内</p> <p>(3) 法務、不動産、建築、福祉等の分野において識見を有する者 8 人以内</p> <p>(4) 関係行政機関の職員 3 人以内</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>付 則（略）</p> |
|--|

#### ④ 運営要領

##### 小金井市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第3項の規定に基づき、小金井市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理人)

第2条 協議会に会長及び職務代理人を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 職務代理人は、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。

5 職務代理人は、会長を補佐し、会長及び座長に事故があるとき、又は会長及び座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(座長)

第3条 協議会に座長を置く。

2 座長は、協議会の進行及び意見集約を行う。

3 座長は、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び会長（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、特定事項について調査、検討を行わせるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(委員以外の者の出席等)

第6条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することが協議会の適正な運

営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域安全課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則 (略)

## (2) 小金井市空家等対策庁内検討委員会

### ① 委員名簿

| 役職   | 所属         | 氏名     |
|------|------------|--------|
| 委員長  | 総務部長       | 加藤 明彦  |
| 副委員長 | 都市整備部長     | 東山 博文  |
| 委員   | 地域安全課長     | 大関 勝広  |
| 委員   | コミュニティ文化課長 | 鈴木 遵矢  |
| 委員   | 資産税課長      | 當麻 光弘  |
| 委員   | 環境政策課長     | 平野 純也  |
| 委員   | ごみ対策課長     | 小野 朗   |
| 委員   | 地域福祉課長     | 伏見 佳之  |
| 委員   | 子育て支援課長    | 梶野 ひづる |
| 委員   | 都市計画課長     | 西川 秀夫  |
| 委員   | まちづくり推進課長  | 黒澤 佳枝  |
| 委員   | 道路管理課長     | 日野 靖久  |
| 委員   | 建築営繕課長     | 若藤 実   |
| 委員   | 生涯学習課長     | 関 次郎   |

※平成30年4月9日現在

### ② 開催経過

| 《平成30年度》 |               |  |
|----------|---------------|--|
| 第1回      | 平成30年4月11日(水) | ○空家等実態調査の結果について<br>○空家等対策計画に盛り込む内容について<br>○策定スケジュールについて<br>○第2回協議会における意見と方向性について |
| 第2回      | 平成30年10月9日(火) | ○小金井市空家等対策計画(案)について  |
| 第3回      | 平成31年2月25日(月) | ○空家等対策計画(案)概要版について<br>○(仮称)空家等対策専門部会の方向性について<br>○今後の庁内検討委員会について                  |

### ③ 設置要綱

#### 小金井市空家等対策庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市内における空家等の情報を庁内で共有し、空家等の対策が必要な事項について検討し、及び庁内における連携体制を構築するため、小金井市空家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係課等との連携又は情報共有が必要な案件に関すること。
- (2) その他空家等の対策に関し、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる職の者を委員として構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 都市整備部長
- (3) 地域安全課長
- (4) コミュニティ文化課長
- (5) 資産税課長
- (6) 環境政策課長
- (7) ごみ対策課長
- (8) 地域福祉課長
- (9) 子育て支援課長
- (10) 都市計画課長
- (11) まちづくり推進課長
- (12) 道路管理課長
- (13) 建築営繕課長
- (14) 生涯学習課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長をもって充て、副委員長は都市整備部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、

又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する部会長及び部会員をもって組織する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、地域安全課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (略)